

かけはし

発行 福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」



東京家庭裁判所に提出する、
「初回報告」、「定期事務報告」
書類の様式が変更されます。

令和7年4月～変更

今回、家庭裁判所から示された新しい報告様式では、財産管理だけではなく、**ご本人の置かれた環境や身体の状態に配慮しながら“本人の意思”を尊重しているかどうかという視点が報告内容に盛り込まれています。**

ポイントとなること

定期報告（定期的に家裁へ出す書類）

(1) 後見等事務報告書

①「本人の意思確認について」

成年後見人等が行った業務が本人の意思に沿ったものかどうか記す必要があり、その具体的な内容や理由を記載する欄ができました。これらを省略せずに記載する必要があります。

②「本人や支援者との面談等の状況について」

面談等については、本人の状況を把握し、意向を尊重する観点から必要な行為であるとされています。面談を行っていない場合には、その理由を記載する必要があります。

(2) 収支状況報告書

これまで、定期報告では「収支状況報告書」の提出はありませんでしたが、新たに追加となりました。

報告する
内容が増える
みたいだね



親族後見人専門相談を
利用してみませんか。
司法書士が相談を
お受けします。(要予約)



「新しい報告様式」、「書き方例」は、令和7年4月以降、東京家庭裁判所後見センターのホームページに掲載されるほか、「サポートとしま」窓口でもお渡しができます。

後見業務 Q&A

成年後見人等に受任している方からご相談があった内容をQ & A形式で一部掲載します。



Q. 豊島区から発行される本人（被後見人等）宛の書類は、成年後見人等のところへ送付してもらえますか？

A. 区が発行する書類の一部を送付してもらうことが可能です。

成年後見人等に受任した場合、被後見人等の住所地が豊島区内にある場合には、届出をすることによって、豊島区役所の福祉関係所管課（7課）に関する書類を成年後見人等の住所地へ直接送付してもらうことができます。

（送付先変更の対象となる福祉関係所管課）※送付先変更の対象となる課は選択可能です

①税務課、②国民健康保険課、③高齢者医療年金課、④税務課、⑤健康推進課、⑥地域保健課
⑦介護保険課 ※生活福祉課や西部生活福祉課は別途、ケースワーカーにご相談下さい。

（申請に必要となるもの）

①登記事項証明書（原本・発行から1カ月以内）、②後見人の身分証明書、③送付先が事務所の場合、名刺等住所がわかるもの

豊島区役所が発行する文書以外は？

都道府県や年金事務所など公的機関については、成年後見人等の届け出をすることによって、送付先を成年後見人等の住所に変更できる場合があります。

他の被後見人宛の文書については、成年後見人に限り、東京家庭裁判所へ回送嘱託の申立てをすることによって、6か月の範囲内で成年後見人宛に配達していただくことができます。

サポートネットの登録解除

「としま親族後見人サポートネット」の登録を解除されたい場合は、サポートとしまへご連絡いただくか、右記二次元コードからその旨お申し出ください。



発行者

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」

〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階
（社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会内）

豊島社協のSNS



後見業務についてお困りのことがあれば、サポートとしまへお気軽にご相談下さい。

- ・家庭裁判所への相談や報告について
- ・後見業務の考え方について
- ・後見人等の交代について など



TEL 03-3981-2940

FAX 03-3981-2946

Mail siensitu@a.toshima.ne.jp